

第2回法テラスの在り方に関する有識者検討会（提出資料）

2026年4月27日

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク理事 生水 裕美

1. 地域における司法アクセスについて

○生活困窮者自立支援制度では、全国の自治体に生活困窮等の相談窓口（自立相談支援機関）を設置（必須事業）し、相談員が寄り添いながら関係機関と連携し支援を行っています。生活困窮の背景には、失業、多重債務、家庭問題など複数の課題が連鎖しており、相談者の多くが民事法律扶助の対象者でもあるところから、相談員が司法ニーズをキャッチして法テラスへとつなぐ役割を担うことは、地域における司法アクセスとして有効であり重要です。

○自治体や支援機関から法テラスの利用に至る相談者だけでなく、法テラスが直接対応した相談者の中にも、福祉的支援が必要と思われる相談者がいます。こうした相談者については、法テラスから居住する自治体等に連絡して、福祉的支援につなぐことが必要です。そのためには法テラスで相談のアセスメントを行い、自治体等につなげることの可能なコーディネーター（スタッフ弁護士以外）を設置する必要があります。法テラスと自治体等が相互に繋がれる体制をとることで、法的な問題と生活課題の両面から包括的な支援が可能となります。

2. 司法ソーシャルワークについて

○法的課題を抱える相談者は、法律以外にも様々な領域に関わる複数の課題を抱えていることが多くあります。また、自治体の行政サービスは多様で複雑です。そのため相談者に対し、多様で複雑な行政サービスの中から適切な支援を提供するには、法テラスのスタッフ弁護士等が相談事例を抱え込むのではなく、法的支援はスタッフ弁護士等が担い、生活課題等の支援は自治体等の関係機関が担うといったように役割分担し協力し合うことが必要です。こうした多職種によるチーム支援の視点が司法ソーシャルワークに今もっとも必要とされています。

○生活困窮者自立支援法第9条に基づく「支援会議」は、関係機関による情報共有・検討の場です。支援会議は守秘義務規定が課せられた会議体であり、一定の要件を満たせば本人の同意がなくても関係機関間で情報共有が可能になります。また、相談者の支援プランを検討する「支援調整会議」においても法律専門職が専門的見地から助言等を行うことで、多職種との効果的な連携につながるため、こうした会議への参画が求められます。

○なお、厚生労働省は、【支援会議の構成員の開催にあたっては、弁護士や司法書士の参画を検討すること、法律の専門家が支援調整会議・支援会議に参加した場合には、生活困窮者自立相談支援事業費等負担金等の中から報酬を支出できる】と周知しています。

▼ 金融・司法との連携のためのお役立ち情報 ▼

＜支援会議への参画＞

生活困窮者自立支援法に基づく支援会議のガイドラインP.7-8では、支援会議の構成員として想定される関係機関等として、「法律の専門家（弁護士、司法書士等）」「金融機関等」を明記しています！

支援会議の構成員の開催にあたっては、弁護士や司法書士、地域の金融機関などの参画をぜひ検討ください。

＜国庫負担金等での謝金の取扱い＞

法律の専門家や金融機関等の関係機関が支援調整会議・支援会議に参加した場合には、生活困窮者自立相談支援事業費等負担金等の中から報酬（＝謝金）を支出できることとなっていますので、ぜひご利用ください！

※生活困窮者自立支援制度ニュースレター48号
5頁インタビュー
執筆者より抜粋

3. 包括的支援の事例紹介（多制度の活用）

(1) 相談概要

・相談者	30代男性（失業で無職）
・世帯	本人、妻、長女（小学生） 賃貸アパートで3人暮らし
・相談内容	会社都合で解雇になり失業した。雇用保険の基本手当だけでは生活が苦しい。このままでは家賃やカード借金200万円の支払いが払えなくなってしまう。妻は精神不安定で希死念慮があるが病院には行っていない。どうしたらよいか。

(2) 課題の整理

・失業による収入減少・カード借金（多重債務）・家賃の支払い困難・妻の希死念慮

(3) 支援策・役割分担（担当についてはA市の場合）

支援対象者	支援概要	担当
夫	雇用保険の基本手当の受給申請 ※特定受給資格者のため給付制限期間なし	ハローワーク
夫 妻・長女	国民健康保険への加入手続き ※非自発的失業者に係る保険料軽減の申請 ・倒産や解雇、雇い止め等により離職した人の保険料負担を軽減する国の制度 ・前年の給与所得を30%に換算し保険料を計算	保険年金課
夫 妻	国民年金への加入手続き ※失業等による特例免除の申請	保険年金課
夫	住居確保給付金の申請 ※家賃相当額を支給し就職活動を支援	自立相談支援機関 (住居確保給付金担当)
夫	就労支援 ※ハローワーク等と連携し伴走型で支援	自立相談支援機関 (就労支援担当)
夫	家計改善支援 ※家計の見直しにより生活再建を図る ※弁護士（債務整理）と連携し伴走型で支援	自立相談支援機関 (家計改善支援担当)
夫	カード借金の債務整理 ※民事法律扶助制度を利用	弁護士 ※法テラス
妻	希死念慮の対応	健康推進課（保健師）
妻	自立支援医療（精神通院医療）の申請 ※医療費が原則1割負担	健康推進課
長女	就学援助制度の申請 ※学用品費や修学旅行、給食費など学校でかかる費用の一部を援助する制度	学校教育課

4. (参考) 自治体と弁護士会の連携事例について

生活困窮者自立支援制度ニュースレター48号(厚生労働省/生活困窮者自立支援室編集)

※令和7年7月1日発行 <https://www.mhlw.go.jp/content/001511648.pdf>

 厚生労働省 U.K. CELIAHORO Ministry of Health, Labour and Welfare

生活困窮者自立支援制度ニュースレター第48号

② 弁護士と行政機関の連携による困窮者支援

愛知弁護士会では、生活困窮者自立支援事業法律支援業務として、愛知県内の自治体に個別に担当弁護士を配置することで、生活困窮者に対する法律相談を行っています。今回は、愛知県内で活躍される、杉本みさ紀 弁護士にインタビューを行いました！



愛知ひまわり法律事務所 杉本 みさ紀 弁護士

Q1：弁護士が入らないといけない問題とは？
債務問題への対応が圧倒的に多く、債務問題の背景には、虐待やギャンブル依存など複雑な問題を抱えていることが多くあります。

Q2：弁護士として生活困窮者支援に取り組む意味とは？
この生活困窮者自立支援法律支援業務は、困窮者支援と司法の理想的な関係であると考えています。司法側としても、債務問題を抱えた人に対応するときに、少しでも行政の人が関わってくれれば、より支援がしやすくなります。また、一人の方をみんなで助けることで、一つの「チーム」として応援できることに喜びを感じます。そして、場合によってはご本人を超えて家族の問題に踏み込むこともでき、生活困窮者支援としては可能性が広がります。加えて、生活困窮者自立支援制度の中で一番重要であるのは「相談事業」であることを踏まえると、司法と協働して相談事業を行うことで、行政側の職員の方々の相談スキルも向上すると考えます。また、役所は部署異動がありますが弁護士は異動がないので、引継ぎもスムーズに行えると思います。

Q3：支援調整会議に杉本弁護士は参加していますか？
はい、参加しています。当初は自治体の方々も弁護士をどう使えばいいかわからなかったと思いますが、最近は少しずつ参加させていただいています。弁護士側としても、支援調整会議に参加することで、自分が抱える顧客がもしかしたら生活困窮者支援の対象者かもしれない気がつくことができ、よりスムーズな支援に繋がれることもあります。

Q4：今後、司法の立場として自治体に求めることは？
相談支援の中では法律問題が関わっている事例が必ずあるはずですが、自治体の方々には、もっと気軽にご相談していただき、弁護士を活用してほしいと思います。単なる外注先として扱われるのではなく、自治体のみなさんと弁護士で支援方法などと適宜相談しながら、「チーム」として支援していきたいと思っています。

Q5：杉本弁護士が法律相談の他にに行われている活動を教えてください！
弁護士の活動のほかに、公益社団法人愛知共同住宅協会の理事として活動しています。本協会では、住宅困窮者（生活保護受給者・ホームレス・高齢者・障害者・外国人・子育て世帯等）向け賃貸住宅相談・住宅確保支援事業等を行っています。

3

※大阪弁護士会では、「生活困窮者自立支援法律相談業務委託事業のご案内」というしおりを作成されて、自治体に周知し連携を働きかけています。特徴的なのは、法律扶助制度の猶予・免除制度を徹底活用し、相談者の経済的負担の軽減を図られていることです。

 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

生活困窮者自立支援制度ニュースレター第48号

③ 弁護士と行政機関の連携による困窮者支援 Ver.2

大阪弁護士会は、2002年8月から、大阪市が設置する自立支援センターで法律相談事業を開始しました。その後、2015年に生活困窮者自立支援制度における相談事業が全国で開始したことに合わせて、大阪府内の自治体と連携しながら法律相談事業を行っています。今回は、その法律相談事業を担当する、小久保哲郎 弁護士にインタビューを行いました！

日井達 貧困問題対策本部 事務局長 小久保 哲郎 弁護士（大阪弁護士会）

Q1：大阪弁護士会が行っている生活困窮者支援とは？

現在、大阪府内の19市と郡部を担当する大阪府社会福祉協議会と契約し、報酬をいただきながら相談事業を展開しています。相談方法は、月1回役所で開く定例相談のほか、随時相談を受け付けています。随時相談は、福祉関係の相談員の方から電話やメールで受ける場合や、相談員の方が相談者を連れて事務所に来られる場合があります。相談者の状況に応じてご自宅、病院、役所に出張する場合もあります。民事法律扶助制度（とりわけ償還猶予・免除）*を徹底活用することで、相談者の経済的な負担の軽減を図っています。



Q2：生活困窮者支援を行う中で大阪弁護士会として工夫していることは？

スムーズな支援を行うためには、福祉関係の相談員との信頼関係と連携が必要です。そのため、生活困窮者支援における相談支援では、相談のたびに弁護士が入れ替わるのではなく、専門性と熱意を持った弁護士が担当制で対応するようにしています。

また、相談員向けに定期的に研修会を開催し、典型的な法律問題を知ってもらう機会を設けています。研修会の案内は大阪府内のすべての自治体にお送りしています。支援を円滑に進めるためには、相談員の方に早期に「これは弁護士にお願いすれば解決できるかも」と思ってもらうことが必要です。そのため、研修会の終了後には懇親会も行い、弁護士と相談員の信頼関係を構築するとともに、異なる自治体の相談員同士の交流も大切にしています。

Q3：どのような法律相談が多いですか？

債務問題への対応が7・8割を占めています。債務問題の背景には、浪費くせがあることが多く、何度も自己破産する人もいます。ただ、浪費の背景には障害や依存症が隠れていることが多々あり、支援する際にそこに気が付かなければ、自己破産を繰り返すことは当たり前です。そのため、障害が疑われる場合には障害者手帳の申請に、依存症の場合は適切な医療につなげることで、自己破産では免責許可（借金の支払いが免除される決定）が下りやすくなります。

Q4：生活困窮者支援において法律相談を活用する意義とは？

相談員にとっては、法律相談により支援が進むことで、相談者と信頼しあえる関係になり、再出発の契機になることもあります。弁護士にとっては、弁護士だけでは解決できない事案も、相談員の方の支援があることで円滑な解決につながるがあります。生活困窮者支援の中で法律相談は絶対にニーズがあるので、全国でもっと活用されるべきだと思います！

*民事法律扶助制度とは、法テラスが実施している資力が乏しい方が法的手続が必要となった場合に弁護士費用・実費を立替払いする制度。要件を満たせば償還の猶予または免除が可能。

次ページへ続く！

4